省令

○外務省令第九号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十五条の三第四項の規定に基づき、子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

子女教育手当の支給に関する規則（昭和四十八年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「教科書」を「教科書、外務大臣が指定した学校における英語教育に係る補習授業（以下「ＥＳＬ等」という。）」に改め、「課外活動」の下に「（ＥＳＬ等を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。